

ブロック塀等の除却・建替え費用を補助します！

～通学路沿いの安全対策が必要なブロック塀を撤去・改修しませんか？～

※ブロック塀等・・・コンクリートブロック造、レンガ積み・石積等の塀
通学路・・・小・中学校の生徒が登下校に使用する道

通学路沿いに面し、安全対策が必要なブロック塀等の

除却・フェンス等への建替えに係る工事費用の一部を助成します。

- 助成金額 ①補助対象ブロック塀等の延長(m)×80,000円×2/3
- ②補助対象部分の工事費用×2/3
- ③1敷地あたりの限度額 264,000円

※ ①、②、③のうち、最も低い額（1,000円未満の端数を切り捨て）

※ 補助金の申し込みは必ず工事（契約）前に行ってください！

1. 補助対象となるブロック塀等

下記の全てに該当するものが対象です。

- (1) 松江市内に存し、倒壊のおそれのあるもの
- (2) 小中学校の通学路の沿道に設置されたもので、通学路に面しているもの
- (3) ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもので、建築士等により耐震性がないと判断されたもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの
- (5) 国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のもの
- (6) 令和6年1月31日までに実績報告を提出できるもの

2. 補助にあたり注意事項

(1) 補助対象の「ブロック塀等の除却」とは？

⇒道路に面する塀等を全て除却※するもの。

※部分的に除却する場合は、存置するブロック塀等が「地震に対して安全な構造であること」を建築士等によって確認してもらうことが要件となります。

注意：建築基準法42条2項道路である幅4m未満の道路沿いのブロック塀等は、除却する前の塀の位置と同じ位置でフェンス等を建てられない場合があります。

(2) 補助対象の「ブロック塀等の建替え」とは？

⇒ 補助で除却したブロック塀の範囲に軽量のアルミフェンスや木塀などを新設することです。

（※ 既設・新設を問わずブロックを基礎とするものは対象にはなりません）

⇒ ブロック塀を除却後、新たにブロックを使用して塀を建替える場合は補助の対象になりません。